旧公立保育園備品販売会開催要領

思い出の詰まった保育園備品等を価値のある資産として循環させるとともに、得られた収益を今後の保育環境整備に活用するため、備品販売会を開催します。

Ⅰ　開催日時等

1　日時・会場

⑴　日時・会場　　令和 7 年 10 月 19 日（日）　※2 会場で開催

①　旧伊佐保育園　園舎内　　9 時～12 時

②　美祢市役所駐車場 ※イベント会場　10 時～15 時

2　注意事項

⑴　駐車場は、伊佐公園に隣接する駐車場を使用してください。

⑵　会場にはお手洗いはありません。

⑶　職員による物品の説明はありません。各自で確認してください。

⑷　備品販売会へ来場するための事前の申込みはいりません。また、入場料は必要ありません。

⑸　開催時間内であっても、物品が売り切れた場合はその時点で終了します。

Ⅱ　購入者の資格

備品販売会において不用物品を購入できるのは、個人又は法人（公共的団体を含む。）とします。美祢市外在住の場合も対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、購入することができません。

⑴　契約を締結する能力を有しない場合

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する場合

⑶　売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする場合

⑷　前各号のいずれかに該当する事実があった場合の代理人又は委託等を受けた場合

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた場合

Ⅲ　備品販売会の内容

1　販売する備品の対象施設

⑴　旧伊佐保育園

⑵　旧綾木保育園

⑶　旧嘉万保育園

２　販売物品

備品販売会で販売する物品は、別紙リストのとおりです。

３　購入方法

会場において物品を確認され、購入希望の物品がある場合は、各物品設定の販売価格を確認の上、会場内の精算所で現金にて代金をお支払いください。

代金の後納や現金以外（クレジットカードやキャッシュレス決済など）でのお支払いはできません。

購入数の制限はなく、先着順（※一部備品を除く）で購入できます。

４　売払物品に係る注意事項

⑴　物品は、現状有姿での引渡しとなります。必ず、現地にて現物を確認の上、購入してください。

⑵　物品の動作確認は行っていませんので、電気製品等についてはジャンク品扱いとします。

⑶　物品のクリーニングは行っていません。

⑷　備品販売会の販売物品は、差押物品ではありません。

⑸　物品の取扱説明書はありません。

⑹　物品には、使用の経年劣化による破損箇所やキズ、汚れなどがあります。

⑺　物品の部品が欠損している場合があります。

⑻　物品の搬出作業中に破損した場合、また、購入後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金及び補償、物品の返品等は一切受け付けません。

⑼　固定された物品の取外しや会場からの運搬等の一切の費用及び手続は、購入者の負担となります。また、取外しに必要な工具や運搬に必要な梱包材・台車等も購入者で用意してください。

⑽　購入後の物品の返品や交換はできません。

⑾　購入した物品は、購入当日に搬出してください。※市内教育・保育施設相談可

Ⅳ　問い合わせ先

〒759-2292
山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1
美祢市市民福祉部子育て支援課
TEL　0837-52-5228
FAX　0837-52-1490
Mail　kosodate@city.mine.lg.jp